

徳島県告示第五百九十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 エチルニ・「一・（五・フルオロペンチル）・一H・インドール・三・カルボキサミド」・三・メチルブタノアート（通称 五F・EMB・PIC A又はEMB・二二〇一）及びその塩類
- 2 化学名 ニ・（メチルアミノ）・一・（チオフェン・ニ・イル）プロパン・一・オン（通称 ニ・Thiothione又は k・MPA）及びその塩類
- 3 化学名 ニ・シクロヘキシル・一・フェニル・ニ・（ピロリジン・一・イル）エタン・一・オン（通称 ・PCYP）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一 に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和三年九月四日